

請 負 契 約 書 （案）

件 名 新国立劇場樹木等管理業務

請負代金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円（うち消費税〇〇,〇〇〇円）

場 所 東京都渋谷区本町 1－1－1

上記の消費税額は、消費税法及び地方税法の規定に基づき算出したもので、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と請負者 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、上記の樹木等管理業務（以下「業務」という。）に関し、下記の条項のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、別紙の仕様書・図面等に基づいて業務を誠実に行うものとする。

第 2 条 契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 乙が、業務を行うに当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行い、かつ、甲の指示に従うものとする。

第 4 条 乙は、作業員の身元及び風紀・衛生・規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

2 甲は、乙の作業員について著しく不相当と認めたときは、その理由を明示して、乙に対しその交替を求めることができる。

3 乙は、前項の要求を受けたときは、遅滞なく適切な措置をとり、その結果を甲に報告するものとする。

第 5 条 業務遂行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害は、この限りではない。

第 6 条 乙は、業務完了報告書を新国立劇場運営財団総務部施設課に送付するものとする。

第 7 条 乙は、請負代金の請求書を、業務施行月の終了後、新国立劇場運営財団総務部施設課に送付するものとする。

第 8 条 甲は、前条の適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

第 9 条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解約することができる。

第11条 甲は、乙が下記の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解約することができる。

- (1) 契約期間中に、乙が甲の指示に従わないとき。
- (2) 乙が、指示期間内に契約条項を履行しないとき又は履行する見込みのないとき。

第12条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第13条 この契約について、甲・乙間に疑義が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書は2通作成し、甲・乙記名、押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成29年4月1日

東京都渋谷区本町1-1-1

(甲) 公益財団法人新国立劇場運営財団
理 事 長 尾 崎 元 規

(乙)

新国立劇場樹木等管理業務仕様書

1. 履行場所 東京都渋谷区本町 1 - 1 - 1 新国立劇場敷地内の植栽

2. 履行期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

3. 対象樹木

けやき（株立ち）	1 本
白檜	1 本
山桃	4 8 本
マテバシイ	8 0 m ²
サツキ・ツツジ	1, 6 0 0 m ²
別紙図面参照	

4. 作業内容

- (1) 年間を通して、樹木の剪定、消毒、施肥、除草を行うこと。
- (2) 作業時期、作業回数は、別紙「年間スケジュール」を目安とし、最も適切な時期や方法を選び実施すること。
- (3) 作業に当たっては、常に担当職員と連絡を取り合い、天候の変化に合わせ、樹木の生育に合った管理を行うこと。

5. 作業方法等

- (1) 作業日程は予め担当職員と打合せをし、公演に支障のないようにすること。
- (2) 樹木に異常がある場合は、直ちに担当職員に報告をすること。
- (3) 作業中に発生した枝、雑草、また缶、ビン、ポリ袋、鳥の巣等は取り除き、場外処分すること。
- (4) 消毒液の付着、枝の落下等、歩行者等に迷惑のかからないよう実施すること。
- (5) 薬剤を使用する際は、人畜への安全・対象樹木の薬害に十分注意すること。
- (6) 除草の際、雑草は根から抜くこと。
- (7) 肥料は無臭のものを使用すること。
- (8) 1 0 月の低木剪定は、花を咲かせるため徒長枝のみを剪定すること。
- (9) 作業が終了した時は、担当職員の検査を受けること。
- (1 0) 作業終了後、速やかに業務完了報告書を総務部施設課に提出すること。

平成29年度 新国立劇場樹木等管理業務 年間スケジュール

管理項目	管理樹木	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
剪定	けやき	1												
	山桃	1												
	白檜	1												
	マテバシイ	2												
	サツキ	2												
	つつじ	2												
消毒	けやき	2												
	山桃	2												
	白檜	2												
	マテバシイ	2												
	サツキ	8												
	つつじ	8												
施肥	けやき	1												
	山桃	1												
	白檜	1												
	マテバシイ	1												
	サツキ	1												
	つつじ	1												
除草		4												